

災害により被災した被保険者等の一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被害を受けた事業所及び被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

当組合では、被災された方々の一部負担金等並びに事業所等の健康保険料につきまして下記のとおり対応しますので、お知らせいたします。

なお、今後も適用地域が拡大することが見込まれますので、随時、ホームページにて掲載いたします。

【対象者及び適用年月日】

下記の地域に住所を有し住宅が全半壊されている方

広島県

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市

岡山県

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、津山市、美作市

京都府

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

兵庫県

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町

愛媛県

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市

福岡県

飯塚市、久留米市

平成 30 年 7 月 5 日より適用

高知県

安芸市、香南市、長岡郡本山町

鳥取県

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

兵庫県

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町

岐阜県

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、

加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村

岡山県

小田郡矢掛町、和気郡和気町

島根県

江津市、邑智郡川本町

山口県

岩国市

平成 30 年 7 月 6 日より適用

高知県

宿毛市

兵庫県

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

平成 30 年 7 月 7 日より適用

高知県

土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

岐阜県

岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

平成 30 年 7 月 8 日より適用

【一部負担金等について】

医療機関等へ受診の際、窓口で支払う一部負担金等について、免除いたします。

なお、事前に被保険者の方が「一部負担金等免除証明書」の交付を受けることが必要となりますので審査課までご連絡ください。

① 手続き方法

「一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書」または「被災証明書」を添付のうえ、組合に提出してください。

② 免除期間

平成 31 年 1 月 31 日まで

【保険料の納付期限について】

被災された事業所につきましては、保険料の納期限を延長することができます。また、任意継続被保険者の方につきましては、保険料の納付が猶予となりますので業務課までご連絡ください。

【被保険者証の取扱いについて】

被保険者証を紛失・消失された方へ再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付の手続きをされるようお願いいたします。

なお、被保険者証の紛失等により医療機関等に被保険者証を提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 勤務する事業所名

保険料・被保険者証の問い合わせ先

【業務課】 TEL 03（3264）4332

一部負担金等の問い合わせ先

【審査課】 TEL 03（3264）4427